

令和4年度農村コミュニティ再構築支援業務（その2）仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度農村コミュニティ再構築支援業務（その2）

2 趣旨

農村地域の人口減少が進む中、集落内の草刈りや祭りの開催など地域コミュニティによる共同活動の担い手不足が深刻化し、いわゆる集落機能の将来的な維持が危ぶまれる地域が増加している。

そこで、住民生活への影響を極力抑えつつ、既存の地域共同活動の省力化を図り、広域での小規模多機能自治組織づくりにつなげるなど、ワークショップ等の手法を用いた住民合意形成を支援するとともに、「人口減少に対応できる農村コミュニティづくり（以下、「むらの減築」という。）」のモデルを構築する。

3 業務内容

(1) 農村地域住民ワークショップの企画・運営

ア 対象

京丹後市大宮町内の次の集落を対象として実施する。なお、具体的な参集範囲は、プログラム毎に京都府及び関係機関と協議の上、決定する。

- ・奥大野区
- ・三重区
- ・森本区
- ・谷内区
- ・上常吉区

ウ 開催場所（予定）

アグリセンター大宮（京丹後市大宮町口大野228-1）

なお、会場使用料は本業務委託料に含まない。

エ 内容

アの対象地域の住民（必要に応じて、他出者やいわゆる関係人口を含める。）に対し、地域内の草刈り、清掃、祭り、公民館の維持管理等、様々な既存の地域共同活動に対する住民個々の意識（例えば、楽しみや苦勞、将来への不安等）を可視化するとともに、地域の将来人口予測も考慮しながら、将来的な住民生活の充実と地域コミュニティの維持を図る手法について、話し合うプログラムを次のとおり企画・運営し、住民間の合意形成を支援する。

(ア) 地域・集落情報の収集・整理

ワークショップ参加者が地域の状況について同じ情報量を持って対話ができる

ようにするためのツールとして、各集落の情報を「集落カルテ」として定型的に整理する。

また、「集落カルテ」については、以降に実施するワークショップ等でも情報を追記、充実させ、本業務終了後も情報を住民や集落間（地域全体）で共有し、引き継げるものとして残すことを前提に作成すること。

なお、「集落カルテ」に記載する情報については、別添の調査票により、あらかじめ京都府において収集することとしている。本業務では、回収した調査票を整理し、集落カルテを作成すること。

(イ) 住民ワークショップの企画・運営

「地域のことは住民で決め、実行できる集落づくりを図ること」を目指し、次のとおり住民ワークショップの企画・運営を行う。

- ・実施回数 3回（各回2時間程度）
- ・各回、住民25名（5班）程度の参加を想定しているため、各回とも5名以上のファシリテーターを配置すること。

[ワークショップのプログラム例]

※集落や地域の進捗状況等を踏まえ、協議の上随時変更することとする。

回	テーマ	概要（主な目的）
第1回	「むらの減築」にむけた勉強会 各集落に関する取組 情報等を地域で共有	・「減築」にむけた目線合わせ ・今年度のワークショップのゴールと流れの共有 ・集落カルテをもとに、各集落の現在と将来についての認識を共有
第2回	組織役員や共同活動 見直しの方向性 の整理	・2つの視点（日常生活への影響度合い／負担度合い）から、見直し、変えていくことの優先順位を整理する
第3回	集落の活動見直しの 具体化	・10年後の人口等の状況を見据えた、組織役員活動や共同活動の総量を減らすためのアイデア出し ・集落ごとに共同活動見直しの具体化

才 備 考

- ・本業務着手に当たり、地元組織役員及び関係行政機関に対してあらかじめ全体プログラム及び各回プログラム案を提示し、内容を調整すること。
- ・業務着手にあたっては、別途公表している「『むらの減築』ワークショップ運営マニュアル（案）令和4年6月 Ver.1.2」の内容を十分に熟知した上で、プログラム案を作成すること。
- ・プログラムにおいては、住民自ら主体的にアイデア交換ができるよう、先行事

例の提供を積極的に行うこと。

- 住民合意形成においては、本業務の趣旨を踏まえ、実現性を重視した内容となるよう充分留意すること。また、本業務の趣旨の範囲内であれば、参加住民等の意見を尊重して柔軟にプログラムを変更して差し支えない。
- プログラムの変更に当たっては、京都府とあらかじめ協議の上、承認を得ること。この場合、必要に応じて契約金額を変更する。
- 本業務の実施期間中に、アに記載以外の地域において同様の業務実施の必要が生じた場合、双方協議の上、業務体制等を勘案して適当と認められる場合には本業務の対象地域を追加する。このとき、その内容及び回数等に応じて契約金額を変更するものとする。

(2) 「むらの減築」ワークショップ運営マニュアル案の更新

ア 内 容

「むらの減築」の取組を支援するための知見を今後幅広く活用していくため、実施プログラムの全体プロセス、各回のプログラムの目的、内容及び具体的な運営手法（準備及び片づけを含む所用工数、使用するワークシート類、その活用方法、参考事例の提示等）について体系的に整理の上、「むらの減築」ワークショップ運営マニュアル案として取りまとめている。

そこで、(1)の業務実施により新たに得られた知見を基に運営マニュアル案の内容を更新する。

イ 備 考

- 運営マニュアル案は、府内他地域において同様のワークショップを開催する際の参考資料として活用するためのものであり、わかりやすさに配慮して作成すること。
- 作成された運営マニュアル案については、京都府及び府内市町村、関係団体等において活用することとしているが、本業務の受託者が運営マニュアル案を別途独自に編集して広く活用することを妨げない。

(3) 事業の運営・報告等

ア プログラムの実施に当たっては、京都府と十分な調整を行うこと。

イ 各プログラムの実施に当たり、参加者の募集は、京都府、対象地域の存する市町村及び地域組織において行う。

ウ 業務完了報告書については、事業の実施結果（開催日、内容、参加人数、成果品等）及び事業に要した経費内訳を記載することとし、詳細については、京都府と協議し決定すること。

エ プログラム実施に係るワークショップ会場、プロジェクター、スクリーンの使用に

係る経費については、本業務に含まない。

4 その他業務の履行に当たっての留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議を十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 京都府内における感染症の拡大等の影響により、対面によるワークショップの実施が困難となり、業務継続が不可能となった場合には、京都府と協議の上、本業務の実施を終了する。この場合、業務委託料は、本業務終了時点における実績相当額とする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。